○経済産業省告示第二百号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第一項の規定に基づき、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。なお、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（平成五年通商産業省告示第四百二十三号）は、廃止する。

平成二十六年九月二十六日

経済産業大臣　小渕　優子

小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針

中小企業、中でもその九割を占める小規模事業者は、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供することにより、地元の需要に応え、雇用を担うなど、地域経済の安定と地域住民の生活の向上・交流の促進に寄与する極めて重要な存在である。また、我が国経済の発展基盤である重層的な裾野産業群を形成するとともに、新たな産業の創出等、我が国経済の活力の源泉でもある。そのため、小規模企業が、その活力を最大限に発揮し、成長発展するのみならず、事業を持続し、地域を支え続けることは、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくために必要不可欠である。また、それは活力ある日本の経済社会の復活にもつながるのである。

一方、我が国は、人口減少、高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化に直面しており、これらの構造変化の影響は、地域の経済・雇用を支える小規模事業者に大きな影響をもたらしている。小規模事業者は、そもそも資金や人材といった経営資源に大きな制約があることに加え、その商圏及び取り扱う商品・サービスが限定されており、価格競争力やリスク吸収力が弱いため、構造変化の影響を受けやすい。加えて、小規模事業者が抱える問題として、経営者の高齢化が進んでおり、後継者不足等が経営の低迷や廃業に直結している。

小規模事業者が我が国の産業構造の基盤をなし、企業家精神発揮の場として、あるいは消費者に密着した商品・サービスの提供を通じて経済の活力の基礎になっていることを考慮すると、その経営の改善発達は、経済政策の根幹にもかかわる緊急の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）では、まさに地域で雇用を維持して頑張る小規模事業者を正面から支援したいとの考え方の下、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の基本理念である「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」事業規模や売上の拡大に限らず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等といった、事業の充実を図ろうとする様々な取組を含む概念をいう。）を小規模事業者の振興の基本原則と位置付けた。本指針は、小規模企業振興基本法第十三条に基づく小規模企業振興基本計画を踏まえ、小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を実施する商工会、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）に対して、小規模事業者をめぐる経営環境の変化に即応した事業の基本的な在り方を示し、もって小規模事業者の経営基盤の充実を図るため、必要な事項を定めるものである。

第一　小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者が、その事業を維持、発展させていくためには、自己の経営資源の充実、強化を図ることはもちろんのこと、小規模事業者の強みである機動性のある事業活動を展開することにより、経営環境の変化に対応していくことが必要である。また、小規模事業者は、その商圏が限定されており、対象とする市場が比較的狭く、立地する地域と密接にかかわっていることから、地域の一員として、地域の中に確固たる経営基盤を構築することも重要である。こうした中、近年、人口減少など小規模事業者を取り巻く経営環境が激変していることを踏まえると、小規模事業者が経済社会情勢の変化に対応し、自らのビジネスモデルを再構築するため、顧客ニーズや自らの強み・弱みを踏まえた事業計画に基づく経営を推進することが特に重要である。

これらは、小規模事業者自らが十分な問題意識を持ち自助努力によって取り組むのが基本であり、小規模事業者自身の一層の自覚と努力が期待されるが、小規模事業者の自助努力だけでは克服し得ないような問題に対しては、支援機関、行政機関などの関係者が地域ぐるみで総力を挙げて支援する必要がある。

中でも、地域に根ざし、小規模事業者にとって最も身近な支援機関として、全国各地で小規模事業者支援の中核を担う商工会及び商工会議所は、近年の激しい環境変化の中にあっても、期待された役割を果たしていくため、小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、解決していく支援機関として、実績を重ね、信頼感を勝ち得ていく必要がある。

以上を踏まえ、小規模企業振興基本計画で定められた目標を実現するため、以下のような支援事業を実施していくことが必要である。

第一に、「需要を見据えた経営の促進」を図る観点から、従来から商工会等は、経理、税務等に関する指導・助言等の支援を行っているが、ビジネスプラン等に基づく経営の推進、需要開拓に向けた支援、新事業展開や高付加価値化の支援等、売上げや利益を確保し、「経営の発達」に資する支援を行うことが必要である。

このうち、小規模事業者の抱えている人的・資金的困難性の克服を図り、施設の近代化の促進、共同化等による経営の効率化・活性化を促進するため、自助努力や組合形態による対応が困難な小規模事業者の事業の共同化等を支援する施設の設置を図ることも必要である。

第二に、「新陳代謝の促進」を図る観点から、起業・創業の支援、事業承継・円滑な事業廃止の支援、小規模事業者同士の交流、人材のマッチングに向けた支援を行うことが必要である。

第三に、「地域経済の活性化に資する事業活動の推進」を図る観点から、地域産品開発、各種地域おこし、観光振興等を含めた地域のブランド化・にぎわいの創出による地域経済に波及効果のある事業の推進、住民、地方公共団体等と一体となった地域コミュニティを支える事業の推進を図る必要である。

第四に、「地域ぐるみで総力を挙げた適切な支援体制の整備」を図る観点から、小規模事業者にとって最も身近な支援機関として、小規模事業者の視点に立ち、伴走しながらきめ細かく丁寧に応えていくことが必要である。また、専門的指導体制の拡充、情報提供体制の整備を推進するとともに、国、地方自治体、他の支援機関等とも連携することで、自らの支援リソースを補完・強化し、地域で面的な支援体制を構築する必要がある。

第二　近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導及び技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

小規模事業者は、その経営基盤が脆弱であることから、一般的な中小企業施策によっては、経営環境の変化に対応していくことが困難な場合がある。したがって、小規模事業者に対して一般的な中小企業施策が円滑に講じられるよう、先ず、その前提となる帳簿の整理、金融、税務等日常的な経営の改善を図ることが肝要である。

また、経営資源が限られている小規模事業者に対しては、寄り添いながら、きめ細かく支援活動を実施することが、極めて重要である。これを踏まえ、小規模事業者に対する個別の相談・指導を基本に据えつつ相互に関連して実施される下記事業の総体を「経営改善普及事業」として位置づける。このうち③及び④の事業については、小規模事業者の事業の持続的発展に資する事業であり、経営改善普及事業の中でも重点的に取り組むものとして、特に「経営発達支援事業」として位置付ける。

① 商工会又は商工会議所は、経営改善普及事業として経営指導員等を設置し、小規模事業者に対し個別相談・指導を実施し、また、税理士会等とも協力して税務に関する指導を実施してきており、その効果が着実に上がっていることから、今後とも、これらが引き続き実施されることが必要である。

② 小規模事業者の経営の改善発達のみならず、地域経済の活性化を含めた多面的な体系の支援を実施するため、地域振興のための事業の実施、専門的指導の実施、情報の提供、後継者育成等の人材能力開発の推進等も引き続き必要である。